

三次市中小企業者 未来投資 支援事業補助金



対象者
三次市内で1年以上
事業を営んでいる
中小企業者等
※市税・公共料金を完納していること。

**補助率
及び
補助上限額**
取得価額の2分の1(上限**100万円**)
※取得価額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額。
※算定した額に千円未満の端数がある場合は切り捨て。
※1補助対象者に1回限り。

三次市では、市内の中小企業者等が、事業拡大や事業の効率化、人材不足を補う設備等の新設、先進的なDXの推進に要する経費に対して支援します。

申請期限

令和5年
1月31日(火)まで

※予算の上限に達し次第、
受付を終了いたします。

補助対象経費



補助対象となる設備は、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- ① 事業の拡大、事業の効率化、人材の不足を補う設備等の取得に要する経費、又はDXの推進に関する経費であること。
- ② 設備等の取得については、補助対象者が単独で所有し、三次市内の事業所に新設又は増設されるものであること。
- ③ DXの推進に要する経費又は三次市の固定資産税の課税対象となる償却資産のうち建物に附属する設備、機械装置、車両、運搬具、工具器具若しくは備品に分類されるものであること。
- ④ **取得価額が30万円以上**であること。
- ⑤ 補助対象事業の実施は、原則、市内に本店又は本社がある事業者に発注すること。

補助の対象と ならない経費

- ① 単に設備等の更新と認められるもの
- ② 既存の設備等の撤去費用
- ③ リース契約に基づくもの
- ④ 自動車税又は軽自動車税が課税されるもの

申請に 必要な書類

- ① 事業計画書
- ② 事業収支予算書
- ③ 新設又は増設する補助対象設備等による効率化や先進的なDXの推進による効果、人材不足を補う機能等が分かる資料(カタログ等の資料)
- ④ 補助対象設備等に係る見積書(積算内容の確認が可能なもの)
- ⑤ 整備予定箇所の図面及び現況写真

お問い合わせ

三次市 産業振興部 商工観光課 商工労働・企業誘致係 〒728-8501 三次市十日市中2丁目8番1号
☎0824-62-6171 FAX0824-64-0172 E-mail: shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp